

一般社団法人北海道高齢者向け住宅事業者協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道高齢者向け住宅事業者協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道内における高齢者向け住宅の運営の質を向上させ、入居者の居住環境及び生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者向け住宅の周知活動に関する事業
- (2) 事業者への研修に関する事業
- (3) 会員相互の交流と連携に関する事業
- (4) 各事業者の持つ施設及び人員等の共同活用に関する事業
- (5) 合同で行う入居者支援の事業
- (6) 居住困難な方々の入居支援の事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は次の各号に該当する者をいう。

- (1) この法人の目的に賛同して入会した高齢者向け住宅の事業者並びに運営者である個人又は団体
- (2) この法人の目的に賛同して入会した高齢者向け住宅に関する学識経験者又は研究者である個人

3 賛助会員は、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体とする。

(資格の取得)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人が経常的に必要とする費用に充てるため、正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって当該会員を除名することができる。この場合においては、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、又は解散したとき。
- (2) 第7条の義務を社員総会において別に定める期限までに履行しなかったとき。
- (3) すべての正会員が同意したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開 催)

第14条 この法人の定時社員総会は毎年6月に開催し、臨時社員総会は必要があるときに開催する。

(招 集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、社員総会の日時及び場所その他法令で定められた事項を記載した書面をもって、社員総会の日の1週間前までに、総正会員に対してその通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決 議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人又は書面による議決権の行使)

第18条 正会員は、法令で定めるところにより、代理人又は書面によって、社員総会における議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、正会員でなければならない。

3 第1項の代理人又は書面によって議決権を行使した正会員の数及びその議決権の数は、それぞれ出席した正会員の数及び議決権の数に算入する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、当該社員総会の議長のほか、当該社員総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8人以上10人以内

(2) 監事 3人以内

- 2 理事のうち、1人を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3人以内を副会長とすることができる。

(選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 4 監事は、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人を兼ねることはできない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

- 5 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理

事会の招集を請求することができる。

(任期)

第24条 理事及び監事の任期は、それぞれ選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、いずれも再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了の時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第26条 理事又は監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所を記載した書面をもって、理事会の日

の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長若しくは会長が指名した副会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

2 一般法人法第96条の要件を満たすときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第34条 この法人に、次の機関を置くことができる。

(1) 顧問 3人以内

(2) 相談役 2人以内

2 顧問は学識経験者（正会員を除く。）の中から、相談役はこの法人の理事又は監事となつたことがある者の中から、社員総会の決議によって任期を定めて選任する。

3 顧問は、会長の求めに応じて、専門的な事項に関して必要な助言を行う。

4 相談役は、会長の求めに応じて、この法人の運営に関して必要な助言を行う。

5 顧問及び相談役は無報酬とする。

第8章 資産及び会計

(財産の管理)

第35条 この法人の財産の管理については、理事会において別に定めるところによる。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て社員総会に提出し、第1号、

第2号及び第6号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿（正会員名簿）を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の分配の禁止）

第39条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

（特別の利益の供与の禁止）

第40条 この法人は、特定の個人又は団体に特別の利益を与える決定をすることができない。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第42条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属等）

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第44条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 前項の事務局長及び職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

4 前3項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 雑 則

(委 任)

第46条 法令及びこの定款で定めるもののほか、この法人の運営については、理事会において別に定めるところによる。

第13章 附 則

(設立時理事等)

第47条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	奥田 龍人
設立時理事	鹿 野 憲
設立時理事	石田 幸子
設立時理事	沼田 典子
設立時理事	川 尻 明
設立時理事	矢満田 賢司
設立時理事	村井 一幸
設立時理事	天野 佐智子
設立時代表理事	奥田 龍人
設立時監事	杉岡 直人
設立時監事	棟 達 也
設立時監事	山本 明恵

(設立時社員の氏名及び住所)

第48条 この法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 札幌市手稲区前田2条11丁目10番1号
奥田 龍人

設立時社員 札幌市北区あいの里1条7丁目7番17号
鹿 野 憲

設立時社員 札幌市東区北23条東8丁目2番3号あららぎビル305号
石田 幸子

設立時社員 札幌市中央区北14条西15丁目7番36-3号

沼田 典子

設立時社員 旭川市神居9条3丁目2番7号

川 尻 明

設立時社員 札幌市西区山の手2条5丁目2番1-402号

矢満田 賢司

設立時社員 北海道常呂郡佐呂間町字宮前町3番地の20

村井 一幸

設立時社員 北海道北広島市高台町3丁目4番地5

天野 佐智子

(設立後の社員)

第49条 第5条の規定にかかわらず、この法人の前身団体である北海道高齢者向け住宅事業者連絡会の解散時において同連絡会の会則第5条に定める会員であった者は、この法人の成立後においてこの法人の正会員となるものとする。

(最初の事業年度)

第50条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立初年度の事業計画等)

第51条 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立後最初の社員総会の定めるところによる。

以上、一般社団法人北海道高齢者向け住宅事業者協会を設立するため、設立時社員奥田龍人、同鹿野憲、同石田幸子、同沼田典子、同川尻明、同矢満田賢司、同村井一幸、同天野佐智子の定款作成代理人である行政書士山田達学は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成26年7月30日

設立時社員 奥田 龍人

設立時社員 鹿 野 憲

設立時社員 石田 幸子

設立時社員 沼田 典子

設立時社員 川 尻 明

設立時社員 矢満田 賢司

設立時社員 村井 一幸

設立時社員 天野 佐智子

上記設立時社員の定款作成代理人

札幌市中央区南1条西19丁目1番地251

行政書士 山田 達学